

アメリカのエビ・エビ製品の輸入禁止

(紛争解決了解21.5条に基づくパネル報告・上級委員会報告)

(パネル報告 WT/DS58/RW 提出日:2001年6月15日, 上級委員会報告WT/DS58/AB/RW 提出日:2001年10月22日, 採択日:2001年11月21日)

小寺 彰

I. 事実の概要

1. 事案の概要

本件は、アメリカが海カメ保護のために、海カメ保護装置 (TED) を付けたうえで漁獲したエビと、それを原料としたエビ加工品以外を輸入禁止にしたことに対して、マレーシア等がWTO紛争解決手続に申立を行い、パネル・上級委員会を通じてアメリカが敗訴した「アメリカーエビ・エビ製品の輸入禁止事件」(原報告)¹についての履行パネル・上級委員会決定である。

1998年11月6日に、紛争解決機関 (DSB) は原報告を採択し、同月11月25日に、アメリカはDSBに対して「妥当な期間内に」勧告・裁定に従う旨を通報し、翌1999年1月21日に、アメリカと申立国は、1999年12月6日までの13ヶ月以内に是正措置をとることに合意した。

アメリカ政府は、1999年12月6日までの期間内に次のような措置をとった。

- ①外国の海カメ保護方式とアメリカの方式の同等性を判断する際に、大幅に柔軟性を導入するようにガイドラインを改定した。
- ②輸入国認証の透明性と予測可能性を高めるために、輸入国認証の決定の期間および手続を細かく定めた。

具体的には、新方式ではTEDを採用していない外国の海カメ保護方式がTEDを義務づけるアメリカ方式と同等であると判断されることになり、アメリカと同等の海カメ保護方式を採用していると認証された国の船舶が漁獲したエビおよびそれを原料とするエビ製品もアメリカへの輸入が認められることになった。またガイドラインに、方式の同等性を判断する細目の基準が書き込まれた。また既認証国については、その国の海カメ保護方式の基準適合性が毎年審査され、また新規認証希望国については、前年の9月1日までにアメリカ国務省に認証を申請し、アメリカと同等の海カメ保護方式をもっているかどうか審査され、翌5月1日に認証が与えられるというタイムテーブルが作

成された。既認証国についても、その国の保護方式がアメリカとの同等性を欠くと判断されれば、随時認証が撤回され、また5月1日に新規認証が拒否された国も、その後基準を満たしたと判断されれば、随時認証を受けるという仕組みとなった。

さらにアメリカは、インド洋諸国と海カメ保護のための協定交渉に努力し、またTEDの設計・製造・運用等について技術支援を行ってきた。

2. 手続の時系列

マレーシア政府は、上記のアメリカの是正措置が、原報告に沿うものではないと判断して、13ヶ月の是正期間経過後の2000年10月12日に、紛争解決了解(DSU)21.5条に基づいて、アメリカが1998年11月6日のDSBの勧告・裁定に従っていないことの確認を求めるためにパネル設置を要求した。DSBは、同年10月23日に会合をもち、DSU21.5条に基づくパネル設置を決定した。同時に日本以下10カ国が第3国としてパネルに参加する権利を留保する旨の発言を行った。本件の争点は、アメリカの履行措置が原報告に従ったものかどうかという点であった。

本件パネル報告は、2001年6月15日に、またその後の上級委員会報告は、2001年10月22日に公表された。

II. パネル手続

1. 申立国の主張

申立国(マレーシア)のおもな主張は、次のようなものであった。

- ①アメリカは国際協定の枠外で一方的な輸入禁止措置をとることはできない。
- ②アメリカは海カメ保護・保存の協定交渉を行うべきである。
- ③アメリカの改定ガイドラインは、DSBの勧告・裁定に従っておらず、またアメリカは自国の保護政策と基準を他国に強制している。

2. 被申立国の主張

以上の申立国の主張に対して被申立国(アメリカ)が行った主な反論は、次のようなものであった。

- ①海カメに悪影響を及ぼす方法で漁獲したエビ・エビ製品の輸入を禁じた、アメリカ公法101-162.Sec.609は、ガット20条(g)によって正当化される。

②アメリカは海カメ保存のための交渉に努力してきており、勧告・裁定を遵守するために、Sec.609を実施するためのガイドラインを改定した。

2. パネル判断

パネルの判断は、先決事項と本案に分かれる。

i. 先決事項

先決事項としては、a. パネルの権限、b. 判断期日、c. NGO意見の許容性、およびd. 立証責任の4つの論点があった。

a. パネル権限

21. 5条パネルについては、原報告採択後に採られた措置のみがパネル判断の対象になるか、またはそれに限らずマレーシアの提起したすべての主張が対象になるかが争点となった。パネルは、先例に倣ってマレーシアの提起したすべての主張がパネル判断の対象になると結論した。

b. 判断期日

本件は当事国間で履行期間として定めた13ヶ月を相当経過した後にマレーシアからパネル設置要求があったために、「実施のための妥当な期間」(DSU21.3条)である13ヶ月経過後の関連事実も検討できるかどうか争点となった。パネルは、「実施のための妥当な期間」(DSU21.3条)経過後の関連事実を検討することが、紛争の迅速な解決に貢献し、引いてはDSU3.3条の精神に合致すると判断した。

c. NGOからの意見の許容性

本件ではNGOから意見書(アミカス・キュリエ)が提出された。マレーシアは、パネルがNGOの意見を受理・審査する権限をもたないと主張し、それに対して、アメリカは、Earthjustice(NGO)の意見は仮想事例を取り上げたもので本件には関係しないが、他方、National Wildlife Federation(NGO)の意見は紛争に直接に関係するので、自国意見書の付属書に添付したと事情説明を行った。

これに対して、パネルは、Earthjusticeの意見は、当事国の意見に留意して、ケースの記録にとどめないが、他方、National Wildlife Federationの意見は、アメリカの主張の一部として、パネル手続の記録の構成部分となると判断した。

d. 立証責任

マレーシアは、アメリカの措置がGATT 20条例外に該当するか否かの立証責任は、それを援用するアメリカの側にあると主張した。これに対して、アメリカは、実施措置の協定違反性の最初の立証責任は申立国にあると主張しながら、ただし、GATT 20条例外該当性の立証責任については、アメリカにあることを認めると反論した。

パネルは、実施措置の違反性のprima facieの立証責任はマレーシアに、またGATT 20条例外のprima facieの立証責任はアメリカにあり、GATT 20条について、アメリカがprima facieの立証責任を果たすと、次に立証責任がマレーシアに移ると判示した。

ii. GATT 11.1条違反

ii以降は、アメリカの措置のガット整合性の判断である。

実施措置とGATT 11.1条の関係については、アメリカは、実施措置がGATT 11.1条と整合的でないという主張を争わず、パネルもこの点は同趣旨の判断を示した。

iii. GATT 20条の適用

a. 予備的考察

マレーシアは、国際条約の根拠なしには一方的な輸入禁止はできないと主張し、それに対してアメリカは、改定ガイドラインは上級委員会の判断に沿ったものだと反論した。

パネルは、この点については次の順序で判断するとした。①上級委員会判断の解釈、②20条についてのアメリカ・マレーシアの議論の検討、③20条(g)号該当性、④恣意的で正当化されない差別該当性(国際交渉義務)、⑤偽装された制限該当性(この点は原上級委員会では判断されていない)。

b. 20条(g)号該当性

パネルは、20条(g)号該当性については、上級委員会が(g)号該当性を認めたものと同じのアメリカの措置が問題になっているので、改めて(g)号該当性

を議論しなくてもよいと判示した。さらに上級委員会は、すでにSec.609について審査しており、改定ガイドラインの内容はこの判断に影響しないとして、この点の判断も不要とした。

c. 恣意的で正当化されない差別該当性

パネルは、次に、海カメ保護協定の締結交渉の欠如が「正当化されない差別」に該当するかどうかの論点に移り、20条例外で認められている措置の濫用・誤用というためには、例外を援用する国と他の諸国のG A T T上の権利の間の「均衡線 (line of equilibrium)」によって決まるが、その「均衡線」は不動のものではなく、措置の性質と措置をめぐる環境によって決定されるとした。この点で、パネルは、上級委員会が海カメの保護・保存には国際的な協力が必要だと述べ、そしてG A T T 20条はマルチのアプローチに優先順位を与えていると判断したとし、上級委員会もアメリカやマレーシアが加入している多くの動植物の保護条約に言及していると指摘した。

またパネルは、原報告の上級委員会が20条柱書が信義誠実原則の表現だと述べていて、アメリカが真剣な努力をしたかが重要であると判断したと判示した。そこで上級委員会が、国際条約の締結を要求したか、それとも交渉努力までしか要求していないかを決めなければならないというのが、パネルの判断である。

この点について、上級委員会報告を読むかぎりでは、条約締結ではなく、条約交渉までしか要求しておらず、アメリカの義務として要求しているのは次の4点だとする。①条約締結交渉のイニシアティブをとること、②条約締結交渉はすべての利害関係国との間で行わなければならない、コンセンサスによる条約の創設を目指さなければならないこと、③条約締結交渉に真剣な努力を払うこと、④一方的な輸入制限措置の前に真剣な努力がなされていること。

この観点から、パネルは次の2点を評価しなければならないとする。

- ①アメリカの努力については、「妥当な期間」終了後の2000年7月に、マレーシアの主催で開かれ、アメリカ、マレーシア等24カ国が参加した、地域海カメ保護条約作成のためのKuantan会議において、それ自身は法的拘束力はもたないが、将来の条約作成のための覚書(MOU)が採択されたこととの関係で評価しなければならない。すなわち、Kuantan会議での作業にアメリカが大

きな貢献をしたことが認められる。

②マレーシアはアメリカが真剣な努力をしなかったことを立証していない。

また、パネルは、アメリカの一方的貿易措置を、恒久的な措置をとる権利ではなく緊急の事由による仮保全措置とみるべきであり、他方、真剣な努力義務は継続的なものであって、後日アメリカがそれを充足しないこともありうるような性質のものだと認定した。

d. 加盟国間の恣意的な又は正当化できない差別の要件

加盟国間の恣意的な又は正当化できない差別については、パネルは、次の4点を検討しなければならないとした。①1996年ガイドラインの硬直性、②TEDを使ったエビの非認証国からの輸入禁止、③認証手続 (phase-in) 期間の長さ、④TEDの技術移転のためのアメリカの努力の国家間の差別。

まず「①1996年ガイドラインの硬直性」については、改定ガイドラインの「同等の効果」テストは、以前の「本質的には同一」テストよりも柔軟であることが、ガイドラインの文面だけではなく、オーストラリアとの交渉においても示されたとした。改定ガイドラインがTED非認証国の規制プログラムを調査するとするが、それがマレーシアの主権侵害に当たるとするマレーシアの主張（主権問題）は、マレーシアがアメリカにエビを輸出しなければいいだけの話である。そしてこのことを前提にしてGATT20条が作られている以上、この点のマレーシアの主張は問題にならないとして、マレーシアの主張を退けた。

「②TEDを使ったエビの非認証国からの輸入禁止」については、パネルは、改定ガイドラインの下では、非認証国の船舶であって、TEDを使用して漁獲したエビの輸入は認められることになったと判断した。またマレーシアは国際貿易裁判所で改定ガイドラインの一部が違法とされたことを取り上げたが、この判断が確定したわけでも、また改定ガイドラインが修正されたわけでもない以上、マレーシアがアメリカの主張を論破したことにはならないとして、この点についてのマレーシアの主張を退けた。

「③認証手続 (phase-in) 期間の長さ」とは、経過期間の不平等の問題であり、アメリカの設定した経過期間によってマレーシアに多大な負担がかかるかという問題である。この点についてパネルは、マレーシアはまだ認証を申請していな

いが、マレーシアの海カメ保存プログラムに何の問題もないとアメリカ政府が言っている以上、カリブ海地域諸国と比べてマレーシアにコストがかかることは立証されていないと判断した。

「④TEDの技術移転のためのアメリカの努力の国家間の差別」について、パネルは、アメリカの技術移転の努力に差別はないと判示した。

e. 恣意的な差別

イ. 柔軟性の欠如

マレーシアはアメリカの改定ガイドラインが柔軟性を欠くものと主張したが、パネルは、改定ガイドラインが「同様のプログラム」を認めていて、手段や基準を統一しようとするものではなく、達成すべき目的を特定しているだけのものであり、かつ十分な柔軟性をもつとし、この柔軟性がオーストラリアに対する認可においても認められると判断した。

ロ. 適正手続

上級委員会が問題にした、調査・認証の一方的な (ex parte) 性質—政府による調査・認証行為の専権性—、輸出国に対する正式の聴聞の機会の欠如、正式の決定通知の欠如、再審査手続の不設置、すなわち認証手続の透明性と予測可能性の欠如の問題については、パネルは、これらの問題点が改定ガイドラインによって是正されたと判断した。

f. 偽装された貿易制限

Sec.609が「偽装された貿易制限」に当たるかどうかについては、パネルは、Sec. 609の目的ではなく、そのデザイン、仕組み、構造によって決定しなければならないとした。そのうえでアメリカが輸入国のTED方式の採用を必須としておらず、またアメリカがTEDを使用できるように技術援助を行っている以上、アメリカの措置が「偽装された貿易制限」には当たらないと判断した。

iv. 結論

以上の議論に基づいて、パネルは次のように結論した。

- (1) アメリカの措置はG A T T 1 1.1条に違反する。
- (2) 改定ガイドラインによって実施され、アメリカ政府当局によって適用された、Sec.609はG A T T 2 0条によって正当化される。

Ⅲ. 上級委員会手続

パネル判断に対して申立国のマレーシアは、上級委員会に審査の申立を行った。

1. 申立国の主張

マレーシアの上級委員会への申立は、手続上の主張と実体上の主張からなる。前者の手続上の主張は、パネルがD S U 2 1. 5条の権限を適正には尽くしていないというものである。

他方、実体上の主張は、アメリカの措置が「同様に条件に下にある諸国の間において恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」で適用されていないとするパネル判断は誤りだというものであった。

2. 被申立国の主張

アメリカは、パネル報告が正しいものであり、マレーシアの申立は、パネル判断の誤解、または法的に正当化できない根拠に基づくものだと主張した。

3. 上級委員会の判断

上級委員会の判断は、大きく手続上の判断と、G A T T 2 0条柱書に関わる実体上の判断に分かれる。前者の手続上の判断は、a. 先決事項、b. パネルの権限の2つであった。

i. 手続上の判断

a. 先決事項

NGOからの意見書の取扱いが問題になった。この点については、その意見書がアメリカ書面の付録に添付されていたが、アメリカ政府は、その意見書を独立の見解だと述べたために、上級委員会は、アメリカ書面の法的見解に焦点をあてると判断した。また上級委員会はハウス教授から意見書を受け取ったが、ハウス教授の見

解を考慮に入れる必要性は認められなかったとした。

b. パネルの権限

マレーシアは、実施措置は、D S Bの勧告・裁定との関係ではなく、対象協定に照らして判断しなければならないが、パネルはそれを行わなかったと主張した。

この点についての上級委員会の判断は次のようなものであった。21.5条パネルは是正措置がD S B勧告・裁定に沿ったものかどうかを判断するものである。たしかにカナダ航空機事件21.5条パネルでは新たな判断をおこなったが、それは原パネルで判断の対象とはならなかった新規の、異なった措置が提起されたために、原上級委員会とは別に新たな判断を示す必要があったためである。本件の原報告は、Sec.609がG A T T 20条（g）を満たすが、それを適用するためのガイドラインに瑕疵があると判断したものであり、したがって、マレーシアの主張は採用できず、パネルはD S U 21.5条の権限を適正に行使した。

ii. G A T T 20条柱書き

a. マレーシアの主張

マレーシアは、G A T T 20条柱書きについて、パネル報告が条約締結ではなく、条約交渉の義務を課したと解釈して、アメリカの措置が「同様に条件に下にある諸国の間において恣意的な若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法」に当たらないとした点が誤りだと指摘した。

具体的には、第1に、アメリカの国際協力義務についての次の判断を問題にした。
①一方的に決定した基準を包含する協定交渉を誠実に行い、協定締結に失敗すれば、その基準を一方的に適用しても「正当と認められない差別」に当たるとしたこと。
②南北アメリカ間条約を多数国間交渉によって実現されるものの指標と考えられるとしたこと。また第2に、アメリカの改定ガイドラインの柔軟性については、次の点を問題視した。①上級委員会が「同等の措置」の正当性を認めたとしたこと。②改定ガイドラインが十分に柔軟だと解釈したこと。③国際貿易裁判所の取扱と非認証国からのT E D漁獲エビの輸入許可に関する改定ガイドラインの扱いに関して誤った判断を行ったこと。

b. アメリカの国際協力義務

アメリカの国際協力義務について、上級委員会は、アメリカがエビの輸入国に対して類似の交渉機会を与え、また誠実に交渉していると判断し、またパネルの判断は、南北アメリカ条約を条約の指標としているのではなく、事実上の参照基準にすぎないと結論してマレーシアの主張を退けた。

c. ガイドラインの柔軟性

アメリカの改定ガイドラインの柔軟性については、上級委員会は、ガイドラインも一定の実効性を達成する必要がある、アメリカの措置はその範囲内で十分な柔軟性をもっているものと結論して、マレーシアの主張を退けた。

本件では、このように上級委員会はパネル報告を完全に維持した。

IV. 解説

本件の最大の争点は、海カメ保護のための国家の一方的輸入制限が許容されるか否かである。それ以外に、21.5条パネルの審査基準、NGOの意見書（アミカス・キュリエ）の取扱いという手続上の争点がある。

1. 手続上の論点

i. 21.5条パネルにおけるパネル・上級委員会の審査基準²

紛争解決了解21.5条は、「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合には、その意見の相違は、この了解に定める紛争解決手続の利用によって解決される」と規定する。

パネルが既判断事項（アメリカのSec.609）について原上級委員会勧告・裁定に基づいてアメリカの措置のGATT適合性を評価したために、上級委員会手続では、21.5条下のパネル・上級委員会の権限問題がマレーシアによって提起された。

上級委員会は、パネルの態度を肯定した。マレーシアが根拠に挙げた「カナダ航空機事件」では、履行措置としてまったく新たな措置が導入された。しかし、本件では、提起されたアメリカの措置が、「カナダ航空機事件」のように、完全に新たに置き換わった措置ではない。原報告において、本件で審査された改定ガイドラインの根拠で

あるSec.609自体のG A T T 2 0条適合性はすでに原報告において肯定されていたのであり、本件パネル・上級委員会は、それを前提にしてその実施のためのガイドラインのG A T T非整合性を判断した。

2 1. 5条手続は、原報告の勧告・裁定の履行を目的としたものである以上、原報告がすでに審査した内容についてそれを前提にするのは当然である。ただし、新規の措置については、原報告の対象にはなっておらず、そのG A T T整合性を履行パネルが判断するのも当然のことである。この点に関するパネル・上級委員会の判断は完全に首肯できるものである。

ii. 意見書の扱い

NGO等からの意見書（アミカス・キュリエ）の取扱いは、現在、WTO紛争解決手続の在り方に関する一大論点として議論されているものであり³、本件のパネル・上級委員会でも問題化した。パネルは、当事国の書面に添付されているものと、添付されていないものを分け、前者のみをパネルの正式記録とした。ただし、これらの意見書はパネルの実質判断では何の言及もされていない。

上級委員会では、別のNGOの意見書がアメリカの書面に添付されたが、アメリカ政府がそれは政府とは独立のものだと述べたために、上級委員会はアメリカ政府の主張に集中する（focus on）とした。他方、国際経済法専攻のハウス教授から出された単独の意見書については、上級委員会は「考慮する必要性を認めない」と断言した。

NGOや個人から出された意見書が、パネルでもまた上級委員会でも、実質的にはまったく考慮されていない反面、今回は形式的な取扱いには差が設けられたようにも見える。当事国の書面に付されたものが正式記録とされたが、これを受理と考えて良いか。また個人—今回はハウス教授—が提出した意見書については、紛争解決手続ではまったく考慮される資格を欠くというような口吻を上級委員会の判断では感じるが、そこまで言えるか。

おそらく提出された意見書は内容的に見るべきものがなかったためにパネル・上級委員会の判断でも一顧だにされなかったと思われる。どのような意見書が形式的に考慮される資格をもつか、すなわち受理されるべきものかという点を、本パネル・上級委員会判断から読みとることは難しかろう。

2. 実体上の論点

本件の実体上の論点は、自国領域外の環境保全のための「一方的な」一条約に基づかないという意味一、輸入制限措置がGATT 20条によって正当化されるかという点に尽きる。

i. 本件報告書の判断

環境保全（本件の場合は海カメの保存）のために輸入制限を行うことが許されるかどうかは、1980年代後半からGATT/WTOで議論されてきた。なかでも本件の海カメのように、加盟国領域外にあるものを保護するためにWTO加盟国が一方的な輸入制限措置をとれるかは大きな問題であった。有名な「キハダ・マグロ事件」では、GATT 20条例外（b号またはg号）の要件を厳しく解してアメリカの措置がそれにそもそも該当しないとしたために、加盟国域外の環境保護のために一方的な貿易措置をとることのGATT整合性がほぼ完全に否定された。

しかし、本件の原報告では、アメリカの海カメ保護のための輸入制限措置のWTO整合性は否定されたが、他方、アメリカの措置のGATT 20条g号該当性は認めたくえで—それ以前の「アメリカのガソリン基準事件」⁴以降、20条g号該当性は緩められていた⁵—、柱書の要件を満たさないとして、GATT非整合だと判断するものであった。したがって、柱書の要件さえ満たせば、加盟国域外の環境保護のために一方的な貿易措置をとることも許されうることが示されたという評価も出てきた。本件はまさにこの点が正面から問われ、一定の決着が付けられた。具体的には、原紛争解決手続の上級委員会判断を受けて、輸入制限措置を一部修正したアメリカの履行措置のGATT 20条整合性が問題になったからである。

この点で重要なのは、上級委員会が承認を与えたパネル判断である。パネルは、一方では多数国間アプローチが望ましいことを認めながらも、アメリカの一方的な輸入制限措置がGATT 20条によって認められるとした。ただし、後者のテーゼについては、①海カメ保護について国際的なコンセンサスがあること、②多数国間条約交渉を誠実に進めていること、③輸入制限を、多数国間条約によって実施するまでの、「仮保全措置」と捉えるべきこと、④今後のアメリカ政府の条約交渉に対する態度いかなるかはGATT整合性の判断が将来変わりうることをあげ、著しく厳しい条件を課しながらも、自国領域外の環境保全を図るために一方的な貿易措置をとることができる

ことを認め、さらにそれが一時的・緊急避難的なものであると性格づけた。

なお、「キハダマグロ事件」では、自国領域外の環境保全を図るための一方的措置が「域外的な管轄権」行使だという指摘があったが、パネルは、20条適合性がある場合には、他国の主権侵害の問題は発生しないと述べた。限定的であっても自国領域外の環境保全を図るために一方的な貿易措置を認容するためには、この点を認めることが必須であった。

ii. 本件判断の意味

パネル・上級委員会の判断によって、自国領域外の環境保全を図るために一方的な貿易措置をとりうる場合が、厳しい要件を課されながらも一般的に認められたと捉えて良いか。パネル、上級委員会報告を通じて、自国領域外の環境保全は国際協力によって図るべきであり、それが原則であることが繰り返し説かれる。その意味では、自国領域外の環境保全を図るために一方的な貿易措置はきわめて例外的な場合に限られており、一定の要件を満たせば採れると言うことにも慎重であった方が良いように思う。

さらに本件の場合、アメリカ政府が申し立てているように、マレーシアのカメ保存措置はアメリカ政府によって輸入認証される資格をもつものであった。その意味では、マレーシアとアメリカの間に真の紛争はなかったと見ることもできる。この背景事情を重く見れば、確かに本件において自国領域外の環境保全を図るための一方的貿易措置が認められたが、それは実質上紛争がなかったからだと考えた方がよいのかもしれない。

パネル・上級委員会判断が認めた、自国領域外の環境保全を図るための一方的な貿易措置は、報告書に現れた表面上もきわめて厳格に制限されているが、さらに背景事情も踏まえると、自国領域外の環境保全を図るための一方的な貿易措置の許容されるケースはきわめて例外的な場合に限られると見るべきであろう。

3. 報告後の動向

本件パネル・上級委員会報告は、2001年11月21日にDSBにおいて採択された。本報告は、被申立国のアメリカの措置を原報告の履行として正当化したものであるために、アメリカは改定ガイドラインをそのまま維持し、それに従ってエビ・エビ製品

の輸入を実施している。

V. 参考文献

本文注に掲げたもの以外に、

- Joel P. Trachtmann, "United States - Import Prohibition Of Certain Shrimp and Shrimp Products: Recourse to Article 21.5 of the DSU by Malaysia," in <http://www.ejil.org/journal/curdevs/sr28.html>
- Sanford Gaines, "The WTO's Reading of the GATT Article XX Chapeau: a Disguised Restriction on Environmental Measures," *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law*, Vol. 22(2001), pp. 739ff.
- Steve Charnovitz, "The Law of Environmental "PPMs" in the WTO: Debunking the Myth of Illegality," *Yale Journal of International Law*, Vol. 27(2002), pp.59ff.

【注】

¹ 「ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書IX」(川島富士雄執筆)(1999), pp.17ff.参照。

² Jason E. Kearns and Steve Charnovitz, "Adjudicating Compliance in the WTO: A Review of DSU Article 21.5." *European Journal of International Law*, Vol. 5(2)(2002), pp.331ff.参照。

³ WTO紛争解決手続におけるアミカス・キュリエの取扱いをめぐる問題の経緯については、Gabrielle Marceau and Matthew Stilwell, "Practical Sugestions for *Amicus Curiae* Briefs Before WTO Adjudicating Bodies," *Journal of International Economic Law*, Vol.4(2001), pp.158-164.参照。

⁴ 「ガット・WTOの紛争処理に関する調査 調査報告書VII」(小寺彰執筆)(1997), pp.140ff.参照。

⁵ Akira Kotera, "On the Legal Character of Retaliation in the World Trade Organization System," in Nisuke Ando et al ed., *Liber Amicorum Judge Shigeru Oda*, Vol.2 (2002), p.918.

Note